

第3回門真市地域包括支援センター運営協議会 議事録

開催日時 令和5年7月12日（水）午後2時から午後2時20分まで

開催場所 門真市役所 本館2階 大会議室

議題 (1) 門真市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び審査基準について
(2) 門真市地域包括支援センターの人員配置等（案）について
(3) その他

出席者 学識経験者
岡田 進一

保健・医療団体を代表する者

外山 学
磯和 均
黒岩 勉
谷掛 千里

福祉団体を代表する者

永井 宏靖
藤江 冬人
森田 隆之
樋口 智一

介護保険の被保険者を代表する者

東 正子

市及び事務局出席者 吉井保健福祉部長
高田保健福祉部次長
北倉高齢福祉課長
西本高齢福祉課課長補佐
小林高齢福祉課課長補佐
樋上高齢福祉課主任
中谷高齢福祉課係員
市瀬高齢福祉課係員

議事録

事務局：

それでは定刻になりましたので、ただいまより第3回門真市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、本日はご多忙にもかかわらず、ご出席いただきましてありがとうございます。恐れ入りますが、着座にて進行させていただきます。

まず初めに、携帯電話につきましては、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いいたします。

次に、机上に置かせていただいているマイクの説明をいたします。ご発言いただく際は、本体部分のスイッチを押してオンにいただき、ランプが付きましたらご発言ください。ご発言後は、再度スイッチを押していただきマイクをオフにしてください。

なお、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

また、本日の議事録は、議事録作成システムを使用するため、明瞭にご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

それでは、事前にお渡しのうえ、本日ご持参いただいている配付資料の確認をさせていただきます。皆様、配付資料はお持ちいただいておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。

本日の資料は、第3回会議の次第、資料1 門真市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領、資料2（別紙）門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定審査基準、資料3 門真市地域包括支援センターの人員配置等（案）について、以上となっております。不足等はありませんでしょうか。

本日は、委員11名中10名のご出席をいただいておりますので、門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、北村委員につきましては、事前に欠席との連絡をいただいております。

お席につきましては、事務局で指定させていただきます。併せてご了承くださいますよう、お願いいたします。

次に、本日の会議の公開・非公開につきまして、ご検討いただきたいと思いますと考えておりますので、ご説明させていただきます。

本運営協議会の公開・非公開につきましては、令和5年2月9日の第1回運

営協議会で、原則「公開」とし、「地域包括支援センター運営業務委託事業者の選定及び事業評価等に関する協議につきましては、公正・中立性を確保する必要があるため非公開」と決定いただきました。

本日の会議につきましては、公募型プロポーザル実施要領・審査基準についてご確認いただき、地域包括支援センターの人員配置についてご審議いただくこととしており、公募前に実施要領や審査基準を公開することは公正・中立性に欠けることとなるため、非公開とする必要があると考えております。

本日の会議の公開・非公開につきましてご審議いただきますようお願いいたします。

岡田会長：

ただいま、事務局より、本運営協議会の公開・非公開について説明がございましたが、何かご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にご異議がないようであれば、それでは、本日の会議につきましては、公募前の実施要領や審査基準を公開することは、公正・中立性に欠けることとなるため非公開とさせていただきたいと存じます。

これにつきまして、事務局より補足の説明がございましたらお願いいたします。

事務局：

本日の会議につきましては、あらかじめ、会議の公開が決定された場合のみ傍聴可という条件を付しまして、事前に、市ホームページ及び市役所別館1階の市情報コーナーにて傍聴のご案内をさせていただいております。

傍聴希望者がいる場合は、非公開と決定した旨を説明いたします。

それでは、本日の会議の傍聴についてご報告させていただきます。

本日は現時点で傍聴希望者はおりませんので、その旨ご報告させていただきます。

さて、本日の運営協議会では、第1回門真市地域包括支援センター運営業務委託事業者選定委員会で決定された門真市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び審査基準をご確認いただき、門真市地域包括支援センターの人員配置等につきましてご審議いただく予定としておりますので、委員の皆さまの忌憚ないご議論をお願いいたします。

それでは、ここからは岡田会長に議事の進行をお願いいたします。

岡田会長：

それでは、これ以降の進行につきましては、私が進めさせていただきます。
着座にて失礼いたします。

まず、議題（１）門真市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び審査基準につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

それでは、議題（１）門真市地域包括支援センター運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び審査基準について、ご説明させていただきます。

資料１及び資料２をご覧ください。

本プロポーザルにおける受託候補者の選定につきましては、一次審査と二次審査の合計得点で決定いたします。

まず、一次審査についてご説明いたします。資料１の８ページをご覧ください。

一次審査につきましては、提出書類に基づき、法人に関する事項、職員配置計画、事務所設置計画について、書類審査を行います。

審査基準につきましては、資料２をご確認ください。

一次審査項目の１０項目につきまして、地域包括支援センターの運営を、適切に安定的に実施できるかを評価いたします。

次に、二次審査についてご説明いたします。資料１の８ページをご覧ください。

二次審査につきましては、提出書類に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングによる審査となります。

二次審査項目の１６項目につきましては、各事業者プレゼンテーションを実施いただき、その内容について、各事業を適切に実施できるか、地域の特性を把握した取組みになっているか、独自の取組みとしてどのような事業を実施予定か等について、評価いたします。

評価の採点は、委員一人あたり一次審査４５点、二次審査８５点、合計１３０点満点とし、出席選定委員全員の合計得点で選定いたします。

一次審査及び二次審査の合計得点が最も高かった者を受託候補者とし、２番目に得点が高かった者を次点候補者として選定いたします。

なお、最多得点者が複数となった場合は、二次審査の合計得点が最も高い事業者を受託候補者といたします。

なお、資料１の２ページ、最低配置職員数、配置可能職員数、委託料につきましては、議題（２）の門真市地域包括支援センターの人員配置等についてで説明させていただきます。

また、プロポーザルの実施につきましては、契約担当の確認が必要なため、記

載方法等について一部修正がある場合があります。

議題（１）門真市地域包括支援センター運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び審査基準についての説明は以上でございます。

岡田会長：

はい、ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にご意見等がないようでしたら、議題１の門真市地域包括支援センター運營業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領及び審査基準につきましては、これでお認めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、お認めをさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、次に、議題（２）門真市地域包括支援センターの人員配置等案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：

それでは、議題（２）門真市地域包括支援センターの人員配置等についてご説明させていただきます。

資料３をご覧ください。

地域包括支援センターに配置する専門職につきましては、①の包括的支援事業、②の一般介護予防事業、任意事業、認知症総合支援事業等、③の介護予防支援事業のそれぞれの人員基準を満たす必要があります。

門真市としまして、令和６年４月から地域包括支援センター運營業務を適切に運営するにあたり、高齢者人口に基づいた人員配置の基準を定めることとしました。

①の包括的支援事業につきましては、３,０００人から６,０００人までで３人という介護保険法施行規則及び本市条例の規定に基づくこととし、基準の６,０００人を超える部分につきましては、２,０００人ごとに１人という基準といたしました。１人に満たない人数につきましては、０.２人は週１日勤務、０.４人は週２日勤務となるよう切り上げて計算しております。

②の一般介護予防事業等及び③の介護予防支援事業につきましては、その業務が実施できる体制となるよう市で基準を定めることとなっており、本市が地域包括支援センターに委託する運營業務内容に照らし、３,０００人ごとに１人配置する基準といたしました。

資料の右上部に記載しておりますとおり、第1包括と第5包括の高齢者人口では約1.8倍の差があり、高齢者人口が増加しますと、総合相談支援業務や一般介護予防事業等の業務も比例して増加するため、対応できる体制となるよう検討したものです。

②の一般介護予防事業等の人員配置基準の根拠に記載しておりますとおり、各包括に配置する専門職の人数につきましては、運営協議会の承認を得る必要がありますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

岡田会長：

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特段ないようでしたら、この件につきましても、事務局の説明案で決定させていただきます。

よろしいでしょうか。

では、特段異議がないようでしたらそのようにさせていただき、お認めをさせていただきます。

最後に、議題（3）その他といたしまして、事務局よりお願いいたします。

事務局：

はい、「その他」としまして、連絡事項を2点申し上げます。

まず、本日の運営協議会の議事録についてですが、前回と同様に、2週間以内に作成しまして、市HP及び市役所別館1階の市情報コーナーでの公表を予定しております。皆様の発言につきましては、公表前に事前にご確認をいただき、調整をしたいと思っております。議事録の案を作成次第、メールまたは郵便にてお送りしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本日の資料につきましては、公募前に公開することは公正・中立性に欠けることとなるため、委員のみなさまの内部資料としていただきますよう、よろしくようお願いいたします。

次に、次回の運営協議会ですが、令和5年11月9日(木)午後2時からを予定しており、選定委員会による選定結果に基づき、運営業務委託事業者につきまして、ご審議いただく予定としております。

開催通知につきましては、準備が整い次第、メールまたは郵便にてお送りしますので、お忙しいところ恐縮ではございますが、ご出席いただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

岡田会長：

ただいまの説明につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、改めまして、本日の会議の全体のこれまでの説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたら、ここでお受けさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、永井委員どうぞ。

永井委員：

ケアマネ事業所連絡会から参加させてもらっていますので、何点かご質問させていただきます。

公募するとなると、法人が変更になる可能性があると思いますが、現在、包括から委託されているケアプランを作り直す必要がありますでしょうか。

また、現在の法人との契約は、締結し直す必要がありますでしょうか。

法人が変更にならなかった場合は、契約変更等の手続きは不要でしょうか。

事務局：

受託法人が変更になった場合、地域包括支援センターの業務は法人間で引継ぎを行い、ケアプランも引継ぎますので、作り直しは考えておりません。

契約につきましては、受託法人が変更になった場合は、新法人との委託契約の締結が必要となります。

なお、受託法人に変更がなかった場合でも、契約書にくすのき広域連合等の記載がある場合は、変更契約又は覚書の締結等が必要になる場合があります。

永井委員：

来年度以降、予防プランを利用者から居宅介護支援事業所が直接受ける法改正が検討されていますが、くすのき広域連合の解散と関係することはありますか。

事務局：

くすのき広域連合の解散に伴う変更点はございませんが、法改正があった場合は、それに対応するよう通知させていただくことになります。

永井委員：

くすのき広域連合の解散とは別の問題ということでしょうか。

事務局：

はい、そのとおりでございます。

岡田会長：

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

全体的な内容でも結構でございますので、何かご質問ご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、特段ないようでした、本日の第3回門真市地域包括支援センター運営協議会は、これをもちまして終了とさせていただきますと存じます。

委員の皆様方には、本日ご協力いただきましてありがとうございました。

お疲れ様でございました。